

地域意見交換会アンケートの結果及び都市マス改定素案への反映について

【浜須賀地区】

都市マスタープラン意見交換会アンケート (浜須賀地区)

分野	内容 () : 個別に出された意見	対応 (新都市マスタープランでの記載内容)	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	幼児を持つ世代の戸建て購入急増 (すぐには転居しない)	<ul style="list-style-type: none"> ●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。 ●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。 ●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター (延焼運命共同体) の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。 	6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	自治会内のフリースペースない (鉄砲道渡るか遠い小和田浜公園)		6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	一方、100坪超の旧宅の空き家問題深刻化。これは、官・民・地域の3者で予防・事後対応・フリースペース転用策などが肝要と思います。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 ●大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。 <p>(低層住宅地における敷地細分化を抑制するため、平成24年2月に都市計画法に基づく「建築物の敷地面積の最低限度」を指定するとともに、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成29年12月1日に、準防火地域の指定を拡大しました。)</p>	
交通体系整備 (交通)	(コミュニティバスの小廻りのきく家の近くまで利用できる交通手段の拡大を、本数の増便を。(現状の))	●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。	6-2-3 交通体系整備の方針 (2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
	(国道一号線茅ヶ崎駅付近の複々線化又は高架化)	●茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路の整備を進めます。 (茅ヶ崎駅を囲む環状道路 (中海岸寒川線・新国道線・東海岸寒川線・柳島小和田線) を整備する事により、茅ヶ崎駅周辺に流入する車両を抑制し、歩行者や自転車を中心とした環境をめざします。)	6-2-3 交通体系整備の方針 (1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理
	(高齢ドライバーの免許返納者への支援を。逆に75歳以上は実技を厳しく。)	●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-2-3 交通体系整備の方針 (3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
自然環境保全・緑地整備 (みどり)	火災延焼防止効果がいわれる銀杏の木を広域避難場所から試験植樹できないか	●みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を推進します。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 (1) 人々がふれあうみどりの充実 ○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実
	(みどりがたくさんあるのは良いが、手入れや管理が不十分な家が多い。自治会等が責任をもって忠告や支援をして、見通しや害虫からの保護をしたら。)	●市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。 ●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 (3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり ○多様な主体との連携 6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進

分野	内容 () : 個別に出された意見	対応 (新都市マスタープランでの記載内容)	新都市マスタープランでの記載箇所
都市景観形成(景観)	<p>「景観＝空間＝都市防災の原点」。 空間には、「道路拡幅」「建屋間の空間」などを地域と協働で進めてほしい。</p>	<p>●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。 ●狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。</p>	<p>6-1-3 土地利用の方針 (1) 地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり</p> <p>6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続</p> <p>6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備 ○災害に備えた機能の整備</p>
	<p>(海岸の養浜は急いでやるべし。藤沢市や平塚市は先進している。)</p>	<p>●海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生をめざします。 →海岸の養浜は県で実施しているため、県と調整する庁内関係課へ伝達しました。</p>	<p>6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 (1) 人々がふれあうみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実</p>
	<p>(浜須賀歩道橋から見る富士山は素晴らしい。但し、電柱や電線等が視界に入り、(浜辺からは浜辺の構築物が)外部からの訪問者に不評でもある。)</p>	<p>●道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。 ●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。 ●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。</p> <p>(電線地中化については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画(電線類地中化計画)」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。また、現在改定中の茅ヶ崎市景観計画においても、道路の景観形成基準として方針を位置付けております。)</p>	<p>6-4-3 都市景観形成の方針 (2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる ○魅力ある公開空地や公共空間の創出</p> <p>6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続</p> <p>6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備</p>
住環境整備(住環境)	<p>エネルギー自由化で、既にマンション管理組合は共有部分での電力等大口契約で会員の利益を生んでいます。 権利能力なき社団である自治会ですが、まちぢから単位で「地縁団体化」を図り、エネルギー事業者との契約を図るなどの行動は、既に着手している私鉄による沿線住民サービスに匹敵する手法と考えています。(鉄道がなくてもできますよ!!)</p>	<p>●建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。</p>	<p>6-5-3 住環境整備の方針 (2) 安心して住み続けられる住環境の形成 ○住宅改善と良質な住宅供給の促進</p>
	<p>(明確に空き家と判断できる家等は、市が保有して貸し出しをする。団体への貸し出し時は、耐震、防火、保健衛生等々の規制をゆるめて欲しい。また、市が仲介して売り出し、買い取った人が責任を持って手入れをしてスラム化を防ぐ)</p>	<p>●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。</p>	<p>6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進</p>
	<p>(『見守り活動』市全体として見守り活動を一律制度組織化し(防災リーダーみために)、特に小学生の登校・下校時の安全確保は重要。(交通事故や誘拐などへの対応))</p>	<p>●犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。</p>	<p>6-5-3 住環境整備の方針 (2) 安心して住み続けられる住環境の形成 ○地域の見守りの推進</p>
都市防災	<p>防災は詰まるところ、「景気」と同じで最後は「人の意識」の問題。 まずは、普通救命講習の防災版を策定してAEDと同様の啓発活動による意識を持つ人の拡がりから着手しても良いのでは?</p>	<p>●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。</p>	<p>6-6-3 都市防災の方針 (3) 自助・共助による取組の促進 ○一人ひとりの防災意識の向上</p>
	<p>(津波対策はもっとオーバーに考えられないか。例)海底は地震で大幅に変化し(遠浅&強固などは無い)、大津波(20mとか)の原因となる。)</p>	<p>●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。</p>	<p>6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備</p>
	<p>(大地震時は、市役所からヘリを飛ばして、津波情報を咳々と流し「逃げろ」という様な命令口調を出すこと。生命を守るには命令しかない。)</p>	<p>●市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。</p>	<p>6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害情報の伝達体制の整備</p>
その他	—	—	—